資料-1

## 中央卸売市場移転予定地における 土壌・地下水汚染調査(Step1)業務委託 (第4回専門家会議で決定された内容)

## 1. 第4回専門会議で決定された内容

第4回専門家会議(平成28年7月7日)で報告された調査結果により、追加調査の実施 等が決定された。

検討事項及び結果の詳細を表 1.1 に示す。

表 1.1 検討事項及び結果

調査種別		調査 番号	検討事項	検討結果	議事概要 該当番号
地質及び地下水調査		1)	・潮汐や降水影響による地下水流動の変化 ・砒素の由来の推定	・年間の潮汐変動を考慮して評価 ・盛土、埋土対象調査の砒素分析結果(土壌溶出量・土壌含有量)をもと に、全体のバランスを考慮し、土壌全含有量の測定試料を選定	4章⑥、⑦
盛土対象調査	表層土壤調査	2	・盛土中の油分の深度別調査 (調査番号⑥)	<ul> <li>特記仕様書深度(深度 15cm、50cm)だけでの評価困難</li> <li>・試料採取深度を追加(図 1.1 参照)</li> <li>・深度 1m、以深 50cm 毎</li> <li>・盛土下端</li> <li>・油臭確認深度(コア観察)</li> </ul>	4 章①
	土壌ガス調査	3	・土壌ガス・宙水からベンゼン検出の 30m 格子 ・ベンゼンの追加土壌ガス調査 (調査番号⑦)、深度別土壌 調査 (調査番号®)	・単位区画毎の土壌ガス調査の実施 ・土壌ガス濃度の高まりで深度別調査を実施 ・盛土下端まで ・盛土下端以深は STEP2 調査で対応	4 章⑨
埋土対象調査	深度別調査	4	・埋土層中の油分	・強い油臭が確認された代表的な地点・深度は試料採取・分析追加	4 章②
			・埋土(特に浚渫土)と自然地層の区分が困難な地点があることが予想される	・全ての調査地点で深度 10m まで土壌試料を採取	4 章③
			・旧護岸線による調査地点の移動	・旧護岸線と推察される石垣が残存している調査対象 30m 格子は、隣接する 30m 格子に移動 ・調査 5 地点が西側(陸側)又は東側(海側)のいずれか一方と なるよう移動	4 章④
			・公有水面埋め立て(姫路市)以前の旧護岸線より西側の 調査	・旧護岸線より東側と同様の調査を実施	4 章⑤
地下水汚染調査		5	・深度 10m 以浅に層厚 50cm 以上の難透水性の地層(粘性 土層)が確認されなかった地点の井戸構造	・帯水層全体にスクリーンを設けない ・帯水層上端から深度 10m の範囲にスクリーンを設ける	4 章⑧
全般				・現地調査の実施過程で素早い判断が必要な事項が生じた場合、事務局(姫路市)と調査実施機関で協議、対応を図る	4 章⑩

注 1.盛土対象調査とは、特記仕様書における「盛土における土壌汚染状況調査」を示す。

注 2.埋土対象調査とは、特記仕様書における「埋土における土壌汚染状況調査」を示す。

注3.地下水汚染調査とは、特記仕様書における「地下水汚染状況調査」を示す。

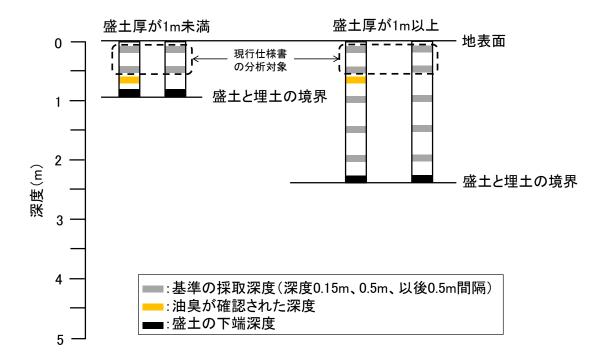


図 1.1 盛土対象調査における油分の試料採取深度概念図